

○桜井市前払金事務取扱要領

平成27年4月1日

(目的)

第1条 この要領は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)附則第7条の規定により、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号。以下「法律」という。)第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)の行う保証に係る公共工事に要する経費の前金払及び中間前金払(以下「前金払等」という。)をする場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「請負代金額」とは、一会計年度に係る契約にあつては請負代金額を、連続する二以上の会計年度に係る契約(以下「複数年度契約」という。)にあつては各契約書に掲げる当該会計年度の出来高予定額をいう。

(前金払の対象範囲となる公共工事)

第3条 前金払の対象範囲は、法律第2条第1項の規定において定める公共工事のうち、請負代金額が100万円以上の次に掲げるものとする。

- (1) 土木建築に関する工事
- (2) 土木建築に関する工事の設計又は調査
- (3) 土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造
- (4) 測量

(前払金の割合)

第4条 前払金の割合は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合とする。

- (1) 土木建築に関する工事 請負代金額の10分の4以内(複数年度契約にあつては各年度毎の出来形予定額の10分の4以内)とする。
- (2) 土木建築に関する工事の設計又は調査 請負代金額の10分の3以内(複数年度契約にあつては、各年度毎の出来形予定額の10分の3以内)
- (3) 土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造 請負代金額の10分の3以内(複数年度契約にあつては各年度毎の出来形予定額の10分の3以内)
- (4) 測量 請負代金額の10分の3以内(複数年度契約にあつては、各年度毎の出来形予定額の10分の3以内)

(前金払及び中間前金払の対象となる経費の範囲)

第5条 受注者は前払金及び中間前金(以下「前払金等」という。)を次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるもの以外の支払に充当してはならない。

- (1) 土木建築に関する工事 当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(当該工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費
- (2) 土木建築に関する工事の設計又は調査 当該設計又は調査の材料費、労務費、外注費、機械購入費(当該設計又は調査において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費

(3) 土木建築に関する工事に供することを目的とする機械類の製造 当該製造に必要な経費

(4) 測量 当該測量の材料費、労務費、外注費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該測量において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、交通通信費、支払運賃、修繕費及び保証料に相当する額として必要な経費

(中間前金払の対象範囲)

第6条 中間前金払の対象は、第3条第1号の規定による前払金を受けている公共工事とする。

(中間前払金の割合)

第7条 中間前払金の割合は、請負代金額の10分の2以内（複数年度契約にあっては、各年度毎の出来高予定額の10分の2以内）とする。ただし、中間前払金を支出した後の前払金等の合計額が請負代金額の10分の6を超えてはならない。

(中間前金払の要件)

第8条 中間前払金の請求は、次に掲げる全ての要件を満たす場合に行うことができる。また、工期及び請負代金額に変更がある場合は、中間前金払認定請求時点の工期及び請負代金額によるものとする。

(1) 工期の2分の1（複数年度契約にあっては、当該年度の工事実施期間の2分の1。以下同じ。）を経過していること。

(2) 工程表により工事の2分の1（複数年度契約にあっては、当該年度の出来高予定額に対する工程の2分の1。以下同じ。）を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

(3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1（複数年度契約にあっては、当該年度の出来高予定額の2分の1）以上の額に相当するものであること。

(中間前金払と部分払の併用)

第9条 中間前払金の請求後も、部分払を請求することができる。ただし、中間前払金の請求をしたときの部分払の請求は当該会計年度の出来高予定額に対して2回を超えることができない。

2 部分払の支払を受けた後には中間前払金の請求をすることができない。ただし、複数年度契約における翌会計年度以降の出来高予定額に対する中間前払金の請求は妨げない。

(中間前金払の認定の方法)

第10条 中間前金払認定の方法は次に掲げるとおりとする。

(1) 受注者から、中間前金払を受けたい旨の申し出があったときは、中間前金払認定請求書（第1号様式）と併せ、認定資料として工事履行報告書（第2号様式）及びその他の添付資料を提出させるものとする。

(2) 発注者は、受注者から中間前金払認定請求書の提出があったときは、工事履行報告書等により第8条に定める要件を満たすものか確認を行い、確認の結果、要件を具備していると認めるときは、中間前金払認定書（第3号様式）を受注者に交付するものとする。

(3) 中間前金払の認定は、当該請求を受けた日から7日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に行うものとする。ただし、受注者からの提案書類に不備等があった場合等はこの限りではない。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 当分の間、新たに請負契約を締結する土木建築に関する工事に係る前払金（中間前払金を除く。）で、各会計年度の末日までに払出しが行われるものに係る第5条の規定の適用については、同条中「充当してはならない。」とあるのは、「充当してはならない。ただし、前払金の100分の25に相当する額の範囲内で、当該工事の現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に使用することができる。」とする。

附 則（平成28年4月1日）

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年10月1日）

この要領は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成29年4月1日）

この要領は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年4月6日）

この要領は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則（平成31年3月29日）

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年9月30日）

この要領は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

第1号様式（第10条関係）

中間前金払認定請求書

年 月 日

桜井市長

様

受注者 住所
氏名

印

下記工事について、中間前払金の支払いを請求したいので、要件を具備していることを認定されたく請求します。

記

工 事 名		
工 事 番 号		
工 事 場 所		
工 期	着工	年 月 日
	完成	年 月 日
請負代金額	円	
摘 要	<p>工期の2分の1を経過した日 年 月 日</p> <p>添付書類 ・ 工事履行報告書（第2号様式） ※予定工程と実施工程が対比してあること</p>	

第2号様式（第10条様式）

<h2 style="margin: 0;">工事履行報告書（中間前金払用）</h2>					
桜井市長 様				年 月 日	
受注者 住所 氏名				印	
本書のとおり請負工事の履行状況を報告します。					
工事名					
工事番号					
工事場所					
工期	着工	年 月 日			
	完成	年 月 日			
請負代金額	円				
工種	構成比	予定工程	実施工程	出来高金額	備考
	%	%	%	円	
小計	100.00%				
消費税及び地方消費税額					
合計金額					

注1 構成比は直接工事費に占める各工事費の構成割合を、予定、実施工程は報告時点の状況を、出来高金額は工事価格（請負代金額から消費税及び地方消費税を控除した金額）に占める構成比相当額に実施工程率を乗じたものにより算出し、それぞれ記入すること。

注2 出来高が判る着色した平面図（施工済→赤、未施工→黄色）と工事の全景写真を併せて添付すること。また、添付する工程表（当初の予定工程と実施工程が対比できるもの）と記載内容が一致していること。

主任監督員	一般監督員

<h2 style="margin: 0;">中間前金払認定書</h2> <p style="text-align: right; margin: 5px 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 5px 0;">(受注者) 様</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">(発注者) 桜井市長</p> <p style="margin: 10px 0;">下記工事について、その進捗を調査したところ、中間前払金を支払うことができる要件を具備していることを認定します。</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">記</p>		
工事名		
工事番号		
工事場所		
工 期	着 工	年 月 日
	完 成	年 月 日
請負代金額	円	
摘 要		